

広第 36 号
会第 39 号
令和 6 年 2 月 1 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱の制定について（通達）

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜県条例第41号）に基づく岐阜県警察本部長に対する行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案等の事務処理に関し、別添のとおり「行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱」を制定し、令和6年2月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察本部長に対する、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び岐阜県個人情報保護法施行条例（令和4年岐阜県条例第41号。以下「施行条例」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 提案窓口 岐阜県警察における行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。
 - (2) 担当所属 提案に係る個人情報ファイルを保有している所属をいう。
- その他の用語の定義は、法、政令、規則及び施行条例の定めるところによる。

第3 体制等

1 提案窓口の場所

岐阜県警察本部総務室広報県民課（以下「広報県民課」という。）情報公開窓口（個人情報窓口）に、提案窓口を置く。

2 提案窓口の開設時間

提案窓口の開設時間は、岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 担当所属の事務内容

(1) 広報県民課が行う事務

- ア 行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関すること。
- イ 提案の募集及び受付に関すること。
- ウ 手数料の納付に関すること。
- エ 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡調整に関すること。
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。
- カ その他行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関すること。

(2) 担当所属が行う事務

ア 提案の審査に関すること。

イ 提案をした者（以下「提案者」という。）への通知に関すること（手数料の積算を含む。）。

ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。

エ 行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。

オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備及び立会い等に関すること。

第4 相談及び案内

広報県民課は、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、手続等について説明する。

この場合において、広報県民課は、担当所属の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができる。

なお、再度の問合せや事後の提案に備え、応対の経緯等について必要に応じて応接記録を作成する。

第5 提案の募集

広報県民課は、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の間を定めて、岐阜県警察ホームページに募集要綱を掲載することにより提案の募集を行う。（法第111条及び規則第53条第1項）

第6 提案の受付等

1 受付時の確認事項

提案書（法第112条第2項に定める書面をいう。以下同じ。）受付時における主要な確認事項は次のとおりである。

(1) 募集期間内に行われた提案であるかどうか。

(2) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案であるかどうか。

(3) 提案書は、規則の別記様式第七を用いているかどうか。（法第112条第2項及び規則第54条第1項）

(4) 提案書の記載事項に不備がないかどうか。（法第112条第2項各号及び規則第54条第3項）

(5) 提案書の添付書類に不備がないかどうか。（法第112条第3項各号及び規則第54条第4項）

(6) 代理人による提案の場合は、当該代理人の権限を証する書面が添付されているかどうか。（規則第54条第2項）

2 確認に当たっての留意事項

(1) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合の処理

提案に係る個人情報ファイルが、募集の対象に該当しない旨を教示するなど、適切な情報提供に努める。

(2) 電話、口頭等による提案への対応

提案は、書面の提出によるとされており、電話又は口頭等による提案は認められない旨を教示するなど、適切な情報提供に努める。（法第112条第2項）

(3) 訂正の求め

提案書に必要事項が記載されていない場合、必要な添付書類が揃っていない場合等、提案に形式的な不備がある場合は、受付時に訂正を求める。ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が送付された場合その他受付時に訂正を求めることができない場合は、広報県民課において提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）と連絡を取り、訂正を求める。（規則第54条第7項）

3 提案の受付

提案に形式的な不備がない場合は、受付をする。

提案に形式的な不備がある場合には、提案者等に訂正させた上で受付をする。

4 提案書類の担当所属への配付

受付をした提案書類は、担当所属に配付するとともに、広報県民課において写しを保管する。

第7 提案の審査、審査結果の通知等

1 提案の審査

担当所属は、提案書類を受け取った場合は、当該提案が次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかの審査を行う。（法第114条第1項各号）この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により、十分な審査ができないと認めるときは、提案者等と連絡を取り、説明又は訂正を求める。（規則第54条第7項）

(1) 欠格事由

提案者が法第113条各号に定める欠格事由に該当しないことを誓約書等により確認する。

なお、誓約書については、規則の別記様式第八を用いることとされている。（規則第54条第6項）

(2) 行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が規則第56条で定める数（1,000人）以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であることを確認する。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

(3) 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が規則第62条各号に掲げる基準に照らして適切なものであることを確認する。

なお、確認に当たっては、提案書から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者等に対して説明又は訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意すること。

(4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容

提案書に記載の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを確認する。

例えば、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

また、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は、本基準に適合し得ることとなる。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法、事業内容等からみて必要な期間であることを事業計画等により確認する。

なお、利用期間は、法第118第1項の手続により実質的に延長をすることができる場合がある。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置

提案書に記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認する。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を法第2条第6項に規定する匿名加工情報として取り扱うことから、当該匿名加工情報について、本人識別行為が禁止される（法第45条）ほか、安全管理のために必要かつ適切な措置等が必要とされる（法第46条）ことに留意すること。

(7) 行政機関等の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

行政機関等の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で当該行政機関等匿名加工情報を作成することができるかどうかを確認する。（規則第58条）

なお、次のような場合は、著しい支障を及ぼすと判断することとなる。

- ア 作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関等自らが作成するとなると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合
- イ 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要がある、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合
- ウ 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

2 手数料の額

(1) 手数料の額の積算方法

担当所属は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、次のアからウまでに掲げる額の合計額により、手数料の額を積算する。

（法第119条第3項、政令第31条第4項、施行条例第6条）

ア 基本事務に対応する額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料の額（提案1件当たり21,000円）（施行条例第6条第1項）

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって行った、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行若しくは成果物の検査等の作業に必要なとされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に単価3,950円を乗じた額（施行条例第6条第1項第1号）

ウ 作成委託をする場合の額

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、その作成を事業者に委託する場合、当該委託先に対して支払う額（施行条例第6条第1項第2号）

なお、作成委託をする場合であっても、当該委託のための文書の起案・決裁等の委託手続をするために生じる事務に必要な時間等についてはイに含まれるものとして積算すること。

(2) 積算に当たっての留意事項

提案者に手数料の額を通知し、納付された後は、実際の処理に要した工数が事前に積算した工数と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないこととするため、正確な手数料の積算を行うこと。ただし、提案者に通知した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、

10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等）はこの限りでない。

3 審査結果の通知

(1) 審査基準に適合する場合

担当所属は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、規則の別記様式第九により作成した「審査結果通知書」により次の事項を広報県民課を介して提案者に通知する。（法第114条第2項及び規則第59条第2項）

ア 法第115条の規定により行政機関の長等との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

イ 納付すべき手数料の額

ウ 手数料の納付方法

エ 手数料の納付期限

オ 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

カ その他必要な事項

なお、当該通知には、規則の別記様式第10により作成した「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」（以下「申込書」という。）及び別添の標準様式第1を参考として作成した「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書」（以下「契約書」という。）2通を併せて同封する。（規則第59条第1項）

(2) 審査基準に適合しない場合

担当所属は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則の別記様式第十一により作成した「審査結果通知書」を、広報県民課を介して提案者に対し通知する。（法第114条第3項及び規則第59条第3項）

なお、当該提案が審査基準に該当しない理由については、どの審査基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載するものとする。

第8 手数料の納付及び契約の締結

広報県民課は、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者（以下「契約者」という。）又はその代理人（以下「契約者等」という。）から送付された申込書及び契約書に、不備がないかを確認する。

なお、1万円を超える契約となる場合には、印紙税法（昭和42年法律第23号）の規定に基づき、2通提出する契約書のうち1通に手数料とは別に契約額（納付する手数料額）に応じた収入印紙を貼付することとなるので、契約書に所要の収入印紙が貼付されているか確認を行うこと。

契約締結に関する申込書及び契約書を受領した契約締結所属は、岐阜県会計規則（昭和32年3月28日付け規則第19号）の別記様式3により作成した「納入通知書」を発行し、提案者に交付する。その後、提案者による手

数料が納付されたことを確認の上、提案者から受領した契約書2通に押印し、うち1通を広報県民課を介して契約者に送付する。

申込書及び契約書は、担当所属で保管するとともに、広報県民課において写しを保管する。

第9 行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

1 行政機関等匿名加工情報の作成

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成

担当所属は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容、仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。この場合において、作成に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者等に確認する等、適切に対応すること。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報をも復元できないようにするために、規則第62条各号に定める基準に従って個人情報を加工するとともに、作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認すること。

(2) 作成を委託する場合の留意事項

ア 委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者へ委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査する必要があるが、審査結果通知の段階においては、契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において契約者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、当該委託契約が契約者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を委託契約書で明らかにしておく必要がある。

イ 安全確保の措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令（令和5年岐阜県警察訓令第14号。以下「訓令」という。）第14条及び「個人情報を取り扱う事務の外部への委託契約について」（令和5年3月28日付け会第165号）に従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講ずるものとする。

2 行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(1) 安全確保の措置

作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため、訓令等の定めに従い、適切に取り扱うこと。（法第121条第2項及び第3項）

(2) 従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員等（従事していた職員等を含む。）は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（法第122条）

第10 行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

1 行政機関等匿名加工情報の提供

担当所属は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の方法に従って、広報県民課を介して速やかに契約者等に提供する。この場合において、広報県民課は、担当所属の担当者その他適切な者の立会い及び契約者等への説明を求めることができる。

2 提供後の監督

(1) 提案内容の変更

担当所属は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応する。

ア 事業の変更とまでいえないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまでいえない軽微な変更については、別添の標準様式第2を参考として、直ちに記載事項変更申出書を届け出るよう教示する。

イ 事業の変更にあたるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更にあたるものについては、法第118条第1項後段に基づき、事業の変更に係る提案を行わせる。

(2) 契約の解除

担当所属は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき、又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

イ 法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき。

ウ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第11 作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、

又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、提案書に記載した事業の変更を希望する場合（例えば、提案書に記載した行政機関等匿名加工情報の利用の目的を変更したい場合や、利用期間を延長したい場合）において、法第118条第1項に基づく提案が行われたときの手続については、第6から第10まで（第7の1(2)及び(3)を除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額とし、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、12,600円とする。（施行条例第6条第2項）この場合において、提案書については規則の別記様式第十二を、審査基準に適合する場合の審査結果通知書については規則の別記様式第十三を、審査基準に適合しない場合の審査結果通知書については規則の別記様式第十四をそれぞれ用いることとなるので留意すること。

また、契約書については、別添の標準様式第3を参考として作成すること。

第12 その他

- 1 広報県民課長は、この要綱の手続によることが困難な場合には、別の取扱いをすることができる。
- 2 提案の事務処理等に当たっては、この要綱のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）等を適宜参照すること。

附 則

この要綱は令和6年2月1日から施行する。